

藤枝市 J R 藤枝駅大型ディスプレイ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、藤枝市広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 広告代理店
広告の募集を行う民間事業者等をいう。
- (2) 広告主
広告掲載を行う民間事業者等をいう。
- (3) 記憶媒体
CD 又は DVD など、広告の情報を電子的に記録できる媒体をいう。

(広告掲載規制業種・事業者)

第 3 条 次の業種又は事業者の広告は掲載しない。広告掲載中であっても次の業種又は事業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に関するもの
- (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業に関するもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団に関するもの
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘拐する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に規定するインターネットによる異性紹介事業に関するもの
- (5) ギャンブルに関するもの。ただし、宝くじに関するものは除く
- (6) たばこに関するもの
- (7) 法律の定めのない医療類似行為に関するもの
- (8) 消費者金融・高利貸しに関するもの
- (9) 興信所・探偵事務所に関するもの
- (10) 公的機関・行政機関から指名停止などの行政指導、処分を受けているもの
- (11) 民事再生法又は会社更生法が規定する再生又は更生手続中のもの。ただし、再生又は更生計画が許可されたものはこの限りでない

(広告掲載の要件)

第 4 条 要綱第 3 条第 11 号に規定するものは、次のとおりとする。

- (1) 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの及び広告主以外の者の広告掲載となるもの
- (2) 暗号と疑われるもの又は内容の意味が不明なもの
- (3) 権利関係などを確認できない不動産、会員権等に関するもの
- (4) 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、内容が不明確なもの
- (5) 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件等が不明確なもの

- (6) 比較又は優位性を表現する場合、その条件の明示、及び確実な事実の裏付けがないもの
- (7) 通信教育、講習会等で、その実体、内容又は施設が不明確なもの
- (8) 社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (9) 非科学的又は迷信に類するもので、読者を迷わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
- (10) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、営業妨害となるおそれがあるもの
- (11) 氏名、写真、談話及び商標、著作物などを無断で使用したもの
- (12) 寄付金の募集に関するもの
- (13) 医薬品的な効能・効果を過剰に表現しているもの
- (14) 投機、射幸心を著しくあおる内容のもの
- (15) 出資者及び出資金の募集に関するもの
- (16) 靈感商法等の不良商法と認めるもの
- (17) 債権取り立て、回収等の内容のもの
- (18) 特殊な結社団体のもの
- (19) 健康的・教育的に配慮する必要があるもの
- (20) 健康食品（特定健康用食品は除く）、火薬、危険度の高い金融商品などで消費事故が起こるおそれがあるもの
- (21) 法規に触れる危険物に関するもの
- (22) 皇室の写真、紋章、その他皇室関係のものを使用したもの
- (23) 誇大広告、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (24) 求人広告又はこれに類するもの
- (25) 個人の氏名広告
- (26) 解雇広告
- (27) 名刺広告、謝罪・釈明に当たるもの及び売名行為が目的のもの
- (28) 内容・デザイン及び色調等が、掲載する広告媒体になじまないもの
- (29) 公共の安全又は福祉を脅かす恐れのある団体又はその団体に属する者に関するもの
- (30) 藤枝市が推奨をしているかのような表現を含むもの
- (31) 藤枝市の推進している施策に反するもの
- (32) 要綱第5条に規定する藤枝市広告審査委員会が、広告掲載が適当でないと判断するもの
- (33) その他市長が掲載を不適当と認める広告

(ディスプレイの規格等)

第5条 ディスプレイの設置場所及び規格は、原則として次のとおりとする。

設置場所 JR藤枝駅南北自由通路北口側エスカレーター付近

規格 55インチ液晶ディスプレイ（4台・110インチ）

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載の場所は、原則として次のとおりとする。

放映時間 1広告当たりの放映時間は、15秒又は30秒、45秒、60秒のいずれかとする。

データ形式 設置された機器で放映できるデータ形式とする（JPEG、GIF、MPEGなど）。

音声出力 音声は、出力できないものとする。

広告掲載場所 J R 藤枝駅南北自由通路北口側エスカレーター付近に設置されたディスプレイとする。

(広告掲載の募集方法)

第 7 条 広告の募集は、市と大型ディスプレイ事業委託業務に関する契約を締結した広告代理店（以下「広告代理店」という）が行う。

(広告掲載の申込み)

第 8 条 広告代理店は、J R 藤枝駅大型ディスプレイ広告掲載申請書(第 1 号様式)に必要事項を記入し、掲載する広告の内容を記憶媒体に保存し、掲載を開始する日の 1 0 日前までに市長に広告掲載を申請するものとする。

2 市長は、提出された広告原稿の内容が本要綱に反すると判断したときは、広告代理店を通じて修正を求めることができる。

(広告の禁止表現)

第 9 条 広告の禁止表現は、原則として次の号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告を表示しない。

- (1) 市の情報と錯誤するおそれのあるもの
- (2) 広告主の氏名(名称)の識別が困難なもの
- (3) 広告の表現や配色等で広告視聴者に不快感を与えるおそれのあるもの
- (4) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(広告掲載の決定)

第 1 0 条 市長は第 8 条の規定により申請があった場合は、速やかに掲載内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、J R 藤枝駅大型ディスプレイ広告掲載・非掲載決定通知書（第 2 号様式）により、通知するものとする。この場合において、市長は当該広告主に藤枝市税の滞納があるときは、広告の掲載を承諾しないことができる。

2 市長は、企業広告の放映時間の合計が 9 分 3 0 秒を超えて広告掲載の申請があった場合は、次の各号に定める順位に従い判断するものとする。同順位に複数のものがある場合は、広告掲載希望期間が長いものを優先して選定する。ただし、全ての条件が同等と判断したときは、抽選により決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 私企業のうち、市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前 2 号に該当しないものの広告

(広告掲載料)

第 1 1 条 広告掲載料は、広告代理店が定める。

(広告代理店の責務)

第 1 2 条 広告代理店は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告代理店は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告代理店の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告代理店は、広告主に問題が生じた場合は、すみやかに当該広告の掲載を中止し、代替広告を制作・表示しなければならない。

(広告掲載の取り消し)

第13条 市長は、要綱第10条及び第11条の規定により広告の掲載の決定を取り消した場合は、JR藤枝駅大型ディスプレイ広告掲載取消通知書(第3号様式)をもって広告代理店に通知する。

(広告の変更)

第14条 広告代理店は、要綱第12条の規定により、掲載する広告の内容に変更が生じる場合には、速やかにJR藤枝駅大型ディスプレイ広告掲載変更申請書(第4号様式)を提出しなければならない。

2 第10条の規定は、前項の場合について準用する。この場合はJR藤枝駅大型ディスプレイ広告掲載決定変更通知書(第5号様式)により、通知するものとする。

(協議)

第15条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告代理店双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則(平成24年6月1日決裁)

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成24年9月15日決裁)

この要領は、平成24年9月15日から施行する。

附 則(平成25年2月15日決裁)

この要領は、平成25年2月15日から施行する。

附 則(令和2年2月20日決裁)

この要領は、令和2年2月20日から施行する。

附 則(令和4年10月1日決裁)

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年10月25日決裁)

この要領は、令和4年10月25日から施行する。

附 則(令和6年3月1日決裁)

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

附 則(令和7年2月1日決裁)

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

JR 藤枝駅大型ディスプレイ広告掲載申請書

年 月 日

藤 枝 市 長 様

申込者 住所（所在地）
氏名（名称）
電 話 番 号
フ ァ ク ス

JR 藤枝駅大型ディスプレイ画面に広告を掲載したいので、別紙「広告掲載希望者一覧表」のとおり
申し込みます。

なお、広告の取扱いに当たっては、藤枝市広告掲載取扱要綱及び藤枝市 JR 藤枝駅大型ディスプレイ
広告掲載取扱要領を厳守します。

第1号様式別紙（第8条関係）

廣告掲載希望者一覽表

(年 月 日申請分)

[illegible]

第2号様式（第10条関係）

藤 広 第 号
年 月 日

様

藤枝市長 北 村 正 平

J R 藤枝駅大型ディスプレイ広告掲載・非掲載決定通知書

年 月 日付けで申請のあった J R 藤枝駅大型ディスプレイへの広告掲載については、別紙「広告掲載・非掲載一覧表」のとおり決定したので通知します。

なお、広告の取り扱いにあたっては、藤枝市広告掲載取扱要綱及び藤枝市 J R 藤枝駅大型ディスプレイ広告掲載取扱要領を厳守願います。

第2号様式別紙（第10条関係）

廣告掲載一覽表

(年 月 日申請分)

[illegible]

第2号様式別紙（第10条関係）

廣告非掲載一覽表

(年 月 日申請分)

[illegible]

藤 広 第 号
年 月 日

様

藤枝市長 北 村 正 平

J R 藤枝駅大型ディスプレイ広告掲載取消決定通知書

年 月 日付けで申請のあった J R 藤枝駅大型ディスプレイへの広告掲載については、下記の理由により広告の掲載を取り消すので通知します。

記

1. 広告主氏名（名称）

2. 広告掲載を取り消す理由

第4号様式（第14条関係）

JR 藤枝駅大型ディスプレイ広告掲載変更申請書

年 月 日

藤 枝 市 長 様

申込者 住所（所在地）
氏名（名称）
電 話 番 号
フ ァ ク ス

年 月 日付け藤広第 号 J R 藤枝駅大型ディスプレイ広告掲載決定通知書の内容から変更したい
ので、別紙「広告掲載変更比較表」及び「広告掲載変更一覧表」のとおり申請します。

なお、広告の取扱いに当たっては、藤枝市広告掲載取扱要綱及び藤枝市 JR 藤枝駅大型ディスプレイ
広告掲載取扱要領を厳守します。

記

1. 変更理由

廣告掲載変更比較表

(年 月 日申請分)

[illegible][illegible]

第4号様式別紙2 (第10条関係)

廣告掲載変更一覧表

(年 月 日申請分)

[illegible]

第5号様式（第14条関係）

藤 枝 第 号
年 月 日

様

藤枝市長 北 村 正 平

J R 藤枝駅大型ディスプレイ広告掲載決定変更通知書

年 月 日付けで変更申請のあった J R 藤枝駅大型ディスプレイへの広告掲載については、別紙「広告掲載変更一覧表」のとおり決定したので通知します。

なお、広告の取り扱いにあたっては、藤枝市広告掲載取扱要綱及び藤枝市 J R 藤枝駅大型ディスプレイ広告掲載取扱要領を厳守願います。

第5号様式別紙（第14条関係）

廣告掲載変更一覧表

(年 月 日申請分)

[illegible]